

証券コード 5856
2022年6月13日

株 主 各 位

(本店所在地) 東京都江東区南砂二丁目36番11号
(本社事務所) 東京都中央区銀座八丁目9番13号
株 式 会 社 エ ル ア イ イ ー エ イ チ
代表取締役社長 福 村 康 廣

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の適切な感染予防策を講じたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、ご自身の健康と安全の確保及び感染拡大防止の観点から、本株主総会は、書面（郵送）による議決権行使へのご協力をいただき、株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時（当社の営業終了時間）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル8階
(本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。
そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
また、当日は会場の都合により、午後1時30分以前にお越しいただいても入場はできませんのでご来場はそれ以後にお願いいたします。
会場の詳細は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項 1. 第18期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告の内容及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権の不統一行使

議決権の不統一行使を行なう株主様は、株主総会の日の3日前までに書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

-
1. 今回、株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 2. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合や、新型コロナウイルス感染拡大防止策による自粛要請等で株主総会会場（東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル8階）が使用できなくなる事が明らかとなった場合は、新たな株主総会会場をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://lieh.co.jp>）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が国内外の経済に大きな影響を及ぼし、かつ長期化していることから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましては引き続きこれまでの、成長性と安定性を重視する事業ポートフォリオの構築に傾注して、注力する得意分野におけるマーケティング力を強化して優位性ある商品開発に取り組む一方、これまで以上に企業の堅固さと安全性を意識して、一層のコスト節減や経営資源の有効活用にに向けた事業の再編を急ぐことといたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高15,522百万円(前年同期比1.6%減)、営業利益486百万円(前年同期比24.8%減)、経常利益475百万円(前年同期比27.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益168百万円(前年同期比77.9%減)となりました。

当社グループ企業のセグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

また、酒類製造事業を行っておりました株式会社越後伝衛門につきましては、2021年7月1日に保有株式の全てを譲渡したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

(食品流通事業)

当事業におきましては、前期は新型コロナウイルス感染症の拡大による事業への影響が非常に大きく、外出自粛等による内食需要の高まりにより来店客数が増加し、売上、利益ともに大きく伸長しておりました。

2021年7月以降におきましては、前年同期と比較して、売上はほぼ横ばいに推移したものの、当初予定していたよりも大幅なりリニューアル工事を2021年6月～2021年7月にかけて行った事により、減価償却費及び水道光熱費が予定よりも増加したこと及び一部設備の老朽化に伴う修繕費等が増加した事などが要因となり、利益は前年同期と比べると減少しました。

その結果、売上高11,940百万円（前年同期比1.2%増）、セグメント利益（営業利益）751百万円（前年同期比2.9%減）となりました。

（酒類製造事業）

当事業におきましては、前年同期と比較して、主に台湾向けの輸出による売上が好調であった反面、清酒、焼酎及びリキュール類の国内販売が低調な結果となり、全体としては、長引く新型コロナウイルス感染症による首都圏を中心とした緊急事態宣言の発令、飲食店の休業、酒類の提供自粛等の影響により売上高が減少しました。

また、設備の老朽化等によって35百万円以上修繕費が発生した事などの影響もありましたが、セグメント利益は前年を上回る事となりました。

その結果、売上高1,768百万円（前年同期比8.4%減）、セグメント利益（営業利益）165百万円（前年同期比7.7%増）となりました。

（教育関連事業）

当事業におきましては、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により会場テストがほとんど実施できなかった事など、教育関連事業を取り巻く環境の先行きの見通しが難しい状況の中、売上、利益ともに減少いたしました。

なお、会場テストに関しては、2022年3月以降は予定どおり実施できる見通しであり、来期以降は売上、利益に寄与できるものと考えております。

その結果、売上高1,811百万円（前年同期比11.1%減）、セグメント損失（営業損失）37百万円（前年同期 セグメント利益（営業利益）90百万円）となりました。

（その他）

当事業におきましては、その他教育関連事業等を行っており、売上高1百万円（前年同期比62.2%減）となり、セグメント損失（営業損失）0百万円（前年同期セグメント利益（営業利益）1百万円）となりました。

事業セグメント別売上高

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日		当連結会計年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日		対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
食 品 流 通 事 業	11,799,597	74.8%	11,940,514	76.9%	1.2%
酒 類 製 造 事 業	1,930,813	12.3%	1,768,979	11.4%	△8.4%
教 育 関 連 事 業	2,037,878	12.9%	1,811,754	11.7%	△11.1%
そ の 他	2,759	0.0%	1,042	0.0%	△62.2%
合 計	15,771,050	100.0%	15,522,291	100.0%	△1.6%

(注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

(2) 対処すべき課題

当社は、従来の経営環境の変化に対応できる多角化事業への注力方針を改め、当期からは成長性と安定性を重視する事業ポートフォリオへの再構築を図るべく、グループ会社の選択と集中に着手してまいりました。

来期におきましても、十分な管理指導が行えるようグループ会社や事業内容の集約と特化を図り、限られた経営資源の有効的・効率的活用とガバナンス、コンプライアンスを特に意識した経営に努めてまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した企業集団の設備投資の総額は320百万円であり、事業セグメント別の主なものは次のとおりであります。

- ①当連結会計年度中に取得・完成した主要な設備
- | | | | | | |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|
| 食品流通事業 | 建物 | 構築物 | 車両 | 工具器具備品 | ソフトウェア |
| 酒類製造事業 | 建物 | 機械装置 | 工具器具備品 | | |
| 教育関連事業 | 車両 | 工具器具備品 | ソフトウェア | | |
| 全社 | 建物 | 車両 | 工具器具備品 | ソフトウェア | |

- ②当連結会計年度末において継続中の主要な設備の新設、拡充
該当事項はありません。

- ③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(4) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

(9) 当社グループの財産及び損益の様況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	第15期 2019年 3月期	第16期 2020年 3月期	第17期 2021年 3月期	第18期 (当連結会計年度) 2022年 3月期
売 上 高	15,465,051	15,935,406	15,771,050	15,522,291
経常利益又は経常損失(△)	168,811	△188,450	660,281	475,920
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)	△380,197	△315,965	762,229	168,549
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△4円37銭	△3円69銭	10円18銭	2円25銭
総 資 産	6,967,380	5,195,482	5,815,223	5,588,937
純 資 産	4,099,394	2,753,708	3,545,462	3,262,330
1株当たり純資産額	47円12銭	36円77銭	47円34銭	43円56銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出してあります。

2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の様況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載してあります。

(10) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

連結子会社は下記の重要な子会社6社を含め7社であります。

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		千円	%	
㈱ボン・サンテ	東京都葛飾区	50,000	100.0	食品・酒類の小売販売
老松酒造 ㈱	大分県日田市	45,000	100.0	酒類の製造及び販売
㈱創育	東京都江東区	100,000	100.0	教育関連事業
㈱創研	大阪市城東区	135,000	83.0	教育関連事業
㈱ウイツツ	東京都江東区	40,000	100.0	その他教育関連事業
㈱オリオンキャピタル・インベストメント	東京都江東区	100,000	100.0	損害・生命保険代理業

(注) 1. ()内は間接所有比率であります。

2. ㈱越後伝衛門は、当連結会計年度において、株式を売却したことに伴い連結子会社から除外しております。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

(単位：千円)

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
老松酒造 ㈱	大分県日田市大字大肥大鶴町2912	1,112,106	3,856,568

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社7社で構成されております。当社グループの事業内容は、次のとおりであります。

2022年3月31日現在

事業区分	主要サービス
食品流通事業	業務用食品の小売ディスカウント及び酒類の小売をしております。
酒類製造事業	焼酎及び酒類の製造販売を行っております。主力ブランドとして、本格麦焼酎「閻魔」「麴屋伝兵衛」、清酒「山水」を製造しております。
教育関連事業	中学校向けテスト及び教材の製作販売を行っております。
その他	その他教育関連事業等及び損害保険代理業務等を行っております。

(12) 主要な営業所

2022年3月31日現在

事業区分	会社名	所在地
事業持株会社	株式会社エルアイイーエイチ	東京都中央区
食品流通事業	株式会社ボン・サンテ	東京都葛飾区
酒類製造事業	老松酒造株式会社	大分県日田市
教育関連事業	株式会社創育 株式会社創研	東京都江東区 大阪市城東区
その他	株式会社オリオンキャピタル・インベストメント 株式会社ウィッツ	東京都江東区 東京都江東区

(13) 従業員数

2022年3月31日現在

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
食品流通事業	58 (158)	6 (14)
酒類製造事業	40 (0)	△9 (△3)
教育関連事業	55 (33)	△1 (△3)
その他の他	0 (0)	0 (0)
全社	1	△1
合計	154 (191)	△5 (8)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人数(1日8時間換算)であります。

(14) 主要な借入先の状況

2022年3月31日現在

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社西日本シティ銀行	498,836
株式会社京葉銀行	141,669
日本政策金融公庫	30,680

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(訴訟)

当社は、2016年11月10日付にて原告である須田正則外10名から、当社子会社である㈱ウィッツが運営しているウィッツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング（ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど）を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなったこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、㈱ウィッツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償を主張しており、当社及び㈱ウィッツに対して訴訟を提起されておりました（損害賠償額 421,081千円）。

なお、当社が提起されている訴訟に関連して、2017年3月30日付にて当社子会社である㈱ウィッツを原告とし須田正則外10名に対する反訴の提起をしておりました（請求金額 283,356千円）。

上記一連の訴訟につきまして、2021年7月16日に大阪地方裁判所より、㈱ウィッツは原告である須田正則外10名に対して147,266千円を支払うようにとの判決がでましたが、その判決の一部を不服として、当社子会社である㈱ウィッツは2021年8月3日付で大阪高等裁判所に控訴の提起をいたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 300,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 74,895,480株
(自己株式8,320株を除く) |
| (3) 株主数 | 15,247名
(前事業年度末比211名増) |

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
福 村 康 廣	242,500	32.37%
福 村 京 子	34,000	4.53
株式会社山田エスクロー信託 信託口	29,500	3.93
若 林 鐵 春	11,191	1.49
品 田 守 敏	9,300	1.24
糶 英 夫	7,530	1.00
坂 上 一 樹	6,203	0.82
前 田 喜 美 子	5,591	0.74
神 田 豊	5,000	0.66
構 康 裕	4,900	0.65

- (注) 1. 所有株式数は、百株未満を切り捨てて表示しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 「株式会社山田エスクロー信託 信託口」名義の株式は、当社代表取締役社長である福村康廣氏が保有する当社株式を信託設定したものです。議決権については、福村康廣氏が指図権を留保しております。
これにより、福村康廣氏の持株比率は、合計で36.31%となります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福 村 康 廣	株式会社エス・サイエンス代表取締役社長
取締役会長	品 田 守 敏	株式会社エス・サイエンス代表取締役会長
取 締 役	小 嶋 運	
取 締 役	金 本 慶 峰	経営企画室 経理部長
取締役(常勤監査等委員)	福 島 寧 夫	
取締役(監査等委員)	新 庄 健 二	上田廣一法律事務所勤務
取締役(監査等委員)	荒 瀬 尊 宏	さくら共同法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役品田守敏氏、新庄健二氏及び荒瀬尊宏氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、新庄健二氏及び荒瀬尊宏氏を東京証券取引所の有価証券上場規程で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、福島寧夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度額として、任務を怠ったことによる賠償責任限定契約を業務執行取締役でない取締役との間で締結することができる旨を定めており、取締役会長 品田守敏氏、取締役 小嶋運氏、取締役 金本慶峰氏、取締役(監査等委員)福島寧夫氏、取締役(監査等委員)新庄健二氏及び取締役(監査等委員)荒瀬尊宏氏との間に、損害賠償責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び全ての当社子会社におけるすべての取締役及び監査役、並びにこれらに準ずる者を被保険者とした、改正会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・法律上の損害賠償金及び争訟費用に限り補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を2021年2月10日開催の当社取締役会において決議しております。

当社の決定方針の概要は、当社の取締役の報酬は固定報酬のみで構成されており、収益に関与する度合い、業務遂行の重要度、担う役割の大きさ、責任の範囲及び度合い等勘案して決定しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、当社及び当社グループ会社の収益実態及び取締役の個人別の業務遂行等から多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)

2016年6月24日開催の定時株主総会において、報酬限度枠を年額300百万円以内(うち社外取締役の報酬は年額30百万円以内)と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。

当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は5名(うち社外取締役は1名)です。

- ・監査等委員である取締役

2016年6月24日開催の定時株主総会において、報酬限度枠を年額36百万円以

内とすることが決議されております。

当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長である福村康廣が、取締役の個人別の報酬等の内容全部について決定しております。

この権限を委任した理由としましては、代表取締役社長である福村康廣は、長年に渡って当社及び当社グループ会社の事業に精通しており、公平性及び公正的な観点から各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最も適しているからであります。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) (うち社外取締役)	203 (12)	203 (12)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査等委員である取締役(うち社外取締役)	11 (5)	11 (5)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員を除く)4名、取締役(監査等委員)3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役であります品田守敏氏は、株式会社エス・サイエンスにおいて長年代表取締役会長を務めております。

資本関係については、当社は株式会社エス・サイエンスの株式を21.9%(発行済株式総数に対する所有株式数の割合)所有しています。

また、社外取締役(監査等委員)については、以下のとおりであります。

新庄健二氏は、上田廣一法律事務所に所属しております。新庄健二氏が所属している法律事務所との間に、顧問契約はありません。

荒瀬尊宏氏は、さくら共同法律事務所のパートナーであります。荒瀬尊宏氏が所属している法律事務所との間で、顧問契約があります。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	品田 守敏	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席しており、上記のほか、書面決議を4回行いました。 長年の会社経営者としての専門的見地から、当社をとりまく経営環境全般に関する助言をいただける事を期待しており、必要に応じて発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	新庄 健二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席しており、上記のほか、書面決議を4回行いました。また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 元検事である弁護士として専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築、維持等に関する助言をいただける事を期待しており、必要に応じて発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	荒瀬 尊宏	当事業年度に開催された取締役会13回に出席しており、上記のほか、書面決議を4回行いました。また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 弁護士としての人事労務、労働紛争分野においての豊富な経験と幅広い見識から、当社のガバナンス向上等に関する助言をいただける事を期待しており、必要に応じて発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額25百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額25百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社とKDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。

5. 会社の体制及び方針（業務の適正を確保するための体制）

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業としての行動基準である「エルアイイーエイチグループ企業行動基準」、「コンプライアンス基本規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を定め、当社及び当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び社会倫理・企業倫理規範の遵守を前提とした職務執行を行なうための行動規範としております。

コンプライアンスを統括する組織として、コンプライアンス委員会及びその運営母体として、経営企画室にコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス体制（内部統制を含む）の整備・構築、維持・強化、並びに、当社及び当社グループへの周知徹底を図っております。

また、内部監査部門として内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、監査等委員会と連携をとりながら、当社及び当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監視しております。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行なっております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理その他の体制

当社及び当社グループのリスクへの対応組織として、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、潜在的なリスクの管理体制を構築するとともに、顕在化したリスクに対しては、迅速かつ的確な対応を行なうことで、損害等の拡大を防止するために、「危機管理規程」に基づき、臨時的危機管理委員会を設置しております。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が、効率的に行なわれていることを確保するための体制

当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会

及び適宜に臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行なっております。

また、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・職務権限規程」及び「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、並びに執行手続きの詳細について定めております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ各社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、同規程に定める事項について適宜承認及び報告を行なう体制を構築しております。

また、グループ各社にコンプライアンス担当責任者を置き、当社の経営企画室と連携をとりながら、グループ各社における内部統制の有効性を高めております。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くものとしています。

なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員の意見を尊重した上で行なうものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保しています。

(7) 監査等委員会に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する虞を認めたととき、その他業務及び業績に影響を与える重要な事実を発見したとき、監査等委員会に都度報告及び情報提供を行なうものとしております。

また、前記に関わらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。

監査等委員会へ報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底することとしております。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとしております。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、関係を持たず、断固として対決することを企業理念及びグループ行動基準、並びにコンプライアンス基本規程に定めております。

反社会的勢力に対しては、総務部を対応部署とし、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集に努め、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、不当・不法な要求に対して毅然として排除する体制を整備しています。

(11) コンプライアンス及びガバナンスを強化するための体制

グループ全体における監視機能の強化に際し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス経営の更なる徹底が最重要課題であると考え、「コンプライアンスマネージャー」を配置し、コンプライアンス委員会の事務局として機能するとともに、コンプライアンス上重要と考えられる子会社に「コンプライアンス担当責任者」を配置しております。これら担当責任者、当社取締役及びオブザーバーを含め、当社コンプライアンス担当役員を議長とする「コンプライアンス委員会」を毎月実施することで、各種法令及び規程に則った、公平かつ公正なコンプライアンス経営の実現を目指すものとしております。

また、取締役会及び監査等委員会の活性化のため、チェック・リストを作成し、取締役会においては審議に関する具体的な評価を行ない、不備事項があれば改善案を策定するとともに、記録として残すものとしております。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

なお、当社は2016年6月24日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上などコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

- ①定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査等委員も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。
- ②監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定した収益力の維持と更なる成長によって、企業価値の向上を図り、配当などを通して株主の皆様への期待に応えることを基本方針としております。

なお当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行なうことができる。」旨を定款に定めております。

一方で、投資事業等によって得られた収益を再投資することにより、収益の拡大に寄与することが、企業価値向上につながります。よって、新たな投資や事業開発等に備えるため、内部留保の充実を図ることも重要であると考えております。

当事業年度の配当につきましては、上記剰余金の配当等の決定に関する方針に則り、期末配当金を1株につき2.0円とさせていただきます。この結果、年間配当額は、1株当たり2.0円となります。

なお、期末配当金の支払開始日は2022年6月30日（木曜日）とさせていただきます。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,662,900	流動負債	1,821,584
現金及び預金	1,280,252	支払手形及び買掛金	919,902
預 け 金	59,240	短期借入金	238,000
受 取 手 形	3,119	1年内償還予定の社債	20,000
売 掛 金	714,927	1年内返済予定の長期借入金	128,004
有 価 証 券	173,607	未 払 金	122,331
商品及び製品	875,477	リ ー ス 債 務	956
仕 掛 品	98,490	未 払 法 人 税 等	8,217
原材料及び貯蔵品	100,543	未 払 消 費 税 等	35,934
未 収 入 金	168,975	未 払 費 用	114,340
そ の 他	205,649	前 受 金	8,994
貸倒引当金	△17,383	賞 与 引 当 金	4,699
固定資産	1,926,036	訴訟損失引当金	186,242
有形固定資産	659,901	そ の 他	33,961
建物及び構築物	311,630	固定負債	505,021
機械装置及び運搬具	43,847	長期借入金	343,181
土 地	117,548	リ ー ス 債 務	443
そ の 他	186,874	繰延税金負債	80
無形固定資産	69,643	退職給付に係る負債	36,845
ソフトウェア	66,006	資産除去債務	54,853
そ の 他	3,637	負 の の れ ん	62,970
投資その他の資産	1,196,490	そ の の 他	6,647
投資有価証券	752,351	負債合計	2,326,606
敷 金	196,403	(純資産の部)	
出資金及び保証金	175,717	株 主 資 本	3,261,747
長期貸付金	2,563	資 本 金	100,000
破産更生債権等	5,086	資 本 剰 余 金	2,189,522
繰延税金資産	74,869	利 益 剰 余 金	973,104
そ の 他	31,994	自 己 株 式	△880
貸倒引当金	△42,493	その他の包括利益累計額	583
		その他有価証券評価差額金	583
		純 資 産 合 計	3,262,330
資産合計	5,588,937	負債純資産合計	5,588,937

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売	上		15,522,291
売	上	原 価	12,213,143
販	費	総 利 益	3,309,147
営	業	及 び 一 般 管 理 費	2,822,763
営	業	外 利 益	486,383
	受	取 利 息	12
	受	取 配 当 金	192
	有	価 証 券 運 用 益	14,875
	受	取 賃 貸 料	27,221
	負	の の れ ん 償 却 額	12,844
	そ	の	9,819
営	業	外 費 用	64,965
	支	払 利 息	5,926
	持	分 法 に よ る 投 資 損 失	31,105
	不	動 産 賃 貸 費 用	24,000
	租	税 公 課	6,141
	そ	の	8,255
	経	常 利 益	475,920
特	持	分 変 動 利 益	4,119
特	固	定 資 産 売 却 損	2,383
	関	係 会 社 株 式 売 却 損	658
	訴	訟 関 連 損 失	20,961
	訴	訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	186,242
	税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	269,795
	法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,655
	法	人 税 等 調 整 額	95,590
	当	期 純 利 益	168,549
	親	会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	168,549

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	2,189,522	954,346	△876	3,242,992
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△149,791		△149,791
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			168,549		168,549
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	18,758	△3	18,754
当 期 末 残 高	100,000	2,189,522	973,104	△880	3,261,747

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	302,470	302,470	3,545,462
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△149,791
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			168,549
自 己 株 式 の 取 得			△3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△301,886	△301,886	△301,886
当 期 変 動 額 合 計	△301,886	△301,886	△283,131
当 期 末 残 高	583	583	3,262,330

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

株式会社ボン・サンテ

老松酒造株式会社

株式会社創育

株式会社創研

株式会社ウィッツ

株式会社オリオンキャピタル・インベストメント

(連結範囲の変更)

連結子会社でありました株式会社越後伝衛門については、当連結会計年度において、保有株式の全てを譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社名

有限会社今井商店

有限会社カネオク

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称

株式会社エス・サイエンス

なお、株式会社エス・サイエンスは、当連結会計年度中に新たに株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含まれることといたしました。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の会社等の名称

有限会社今井商店

有限会社カネオク

持分法を適用しない理由

非連結子会社2社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

イ. 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

ロ. 各棚卸資産の評価方法は、セグメントごとに以下の方法によっております。

・商品、製品、仕掛品…酒類製造事業

総平均法

・商品…食品流通事業

総平均法

・商品、製品…教育関連事業

先入先出法（ただし、一部商品については移動平均法）

・仕掛品…教育関連事業

総平均法

・原材料及び貯蔵品…酒類製造事業

先入先出法

・貯蔵品…教育関連事業

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

（食品流通事業）

定率法を採用しております。（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～40年
その他	2～20年

（酒類製造事業）

定率法を採用しております。（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
その他	2～20年

（教育関連事業）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～23年
その他	2～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準については、「連結注記表（収益認識に関する注記）2. 収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①のれんの償却方法及び償却期間

のれん償却については個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却をしております。その他合理的年数が見積もれないものは、5年間で均等償却をしております。ただし、金額が僅少である場合には、一時に償却をしております。

②退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社株式会社ボン・サンテ及び株式会社創研は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は売上総利益相当額に基づいて流動負債に計上していた「返品調整引当金」については、返品されると見込まれる商品及び製品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返金負債を流動負債の「その他」及び返品資産を流動資産の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高、売上原価がそれぞれ減少しましたが、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 74,869千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,678,414千円

(注) 上記金額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、2016年11月10日付にて原告である須田正則外10名から、当社子会社である㈱ウィッツが運営しているウィッツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング(ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中の洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど)を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなったこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、㈱ウィッツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償を主張しており、当社及び㈱ウィッツ対にして訴訟を提起されておりました(損害賠償額 421,081千円)。

なお、当社が提起されている訴訟に関連して、2017年3月30日付にて当社子会社である㈱ウィッツを原告とし須田正則外10名に対する反訴の提起をしておりました(請求金額 283,356千円)。

上記一連の訴訟につきまして、2021年7月16日に大阪地方裁判所より、(株)ウィッツは原告である須田正則外10名に対して147,266千円を支払うようにとの判決がでましたが、その判決の一部を不服として、当社子会社である(株)ウィッツは2021年8月3日付で大阪高等裁判所に控訴の提起をいたしました。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 74,903,800株

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(千株)	8	0	—	8

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加0千株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	149,791千円	2円00銭	2021年3月31日	2021年6月28日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	149,790千円	2円00銭	2022年3月31日	2022年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、デリバティブ取引を実施する場合は金融商品運用基準に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「預け金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払費用」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 長期貸付金	2,563	2,563	—
貸倒引当金（注2）	2,563	2,563	—
差 引	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券 (注3)			
売買目的有価証券	173,607	173,607	—
其他有価証券	1,957	1,957	—
関係会社株式	746,631	1,149,115	402,484
(3) 敷金	196,403	172,550	△23,853
(4) 保証金	170,073	166,409	△3,663
(5) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	(471,185)	(482,385)	(11,200)
(6) 社債（1年内償還予定の社債を 含む）	(20,000)	(20,154)	(154)
(7) リース債務（短期）	(956)	(955)	(△0)
(8) リース債務（長期）	(443)	(442)	(△0)

(注) 1 負債に計上されているものについては、() で示しております。

2 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① (1) 長期貸付金 (個別に計上している貸倒引当金を控除しております)

長期貸付金は、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② (2) 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

③ (3) 敷金及び (4) 保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等の適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④ (5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む) 及び (6) 社債 (1年内償還予定の社債を含む) 並びに (7) リース債務 (短期) 及び (8) リース債務 (長期)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

3 市場価格のない株式等は、時価の開示対象とはしておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

非上場株式 (3,761千円) 及び出資金 (5,643千円)

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	食品流通事業	酒類製造事業	教育関連事業	計		
地域別						
日本	11,940,514	1,621,791	1,786,734	15,349,039	1,042	15,350,082
その他	—	147,188	25,020	172,209	—	172,209
顧客との契約から生じる収益	11,940,514	1,768,979	1,811,754	15,521,249	1,042	15,522,291
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	11,940,514	1,768,979	1,811,754	15,521,249	1,042	15,522,291

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

①食品流通事業

業務スーパーとして生鮮食料品、乾物及び酒類を小売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該履行義務は当該商品の支配が移転した時点で、充足されると判断しております。そのため同商品が引き渡される一時点で、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

②酒類製造事業

焼酎、清酒及びリキュールといった酒類を製造販売する業務を行っており、当該酒類製品を卸売業者及び小売業者といった顧客に提供する義務を負っております。

当該履行義務は酒類製品の支配が移転した時点で、充足されると判断してござい

す。そのため同製品が出荷される一時点で、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

③教育関連事業

会場テスト関連業務及び学校・塾向けに教材を製作販売する業務を行っており、模擬テストの実施・採点・結果通知義務及び学習参考書といった教育関連出版物を顧客に提供する義務を負っております。

前者の会場テスト関連業務は、模擬テストを実施し、採点した後に採点結果を顧客に通知した時点で、履行義務が充足されると判断しております。そのため採点結果を通知した一時点で、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

後者の教材の製作販売業務は、教育出版物の支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されると判断しております。そのため同出版物が出荷される一時点で、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	43円56銭
2. 1株当たり当期純利益	2円25銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,617,060	流動負債	127,930
現金及び預金	727,096	1年内返済予定の長期借入金	33,324
預 け 金	59,240	未 払 金	73,044
関係会社売掛金	66,004	未 払 費 用	398
有 価 証 券	173,607	未 払 法 人 税 等	639
前 払 費 用	10,804	未 払 消 費 税 等	10,329
関係会社短期貸付金	510,000	前 受 金	3,196
未 収 入 金	84,059	預 り 金	6,998
そ の 他	249	固 定 負 債	354,718
貸倒引当金	△14,001	長 期 借 入 金	58,345
固定資産	2,239,508	関係会社事業損失引当金	277,115
有形固定資産	135,406	資 産 除 去 債 務	19,257
建 物	44,559	負 債 合 計	482,649
車 両 運 搬 具	23,581	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	3,139	株 主 資 本	3,373,919
土 地	64,125	資 本 金	100,000
無形固定資産	2,737	資 本 剰 余 金	2,189,522
ソフトウェア	2,737	資 本 準 備 金	45,363
投資その他の資産	2,101,364	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,144,159
投資有価証券	74	利 益 剰 余 金	1,085,277
関係会社株式	1,885,721	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,085,277
出 資 金	3,733	繰 越 利 益 剰 余 金	1,085,277
関係会社長期貸付金	969,886	自 己 株 式	△880
繰延税金資産	32,716	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△0
そ の 他	66,834	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△0
貸倒引当金	△857,602	純 資 産 合 計	3,373,919
資産合計	3,856,568	負 債 純 資 産 合 計	3,856,568

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		1,331,938
売上総利益		1,331,938
販売費及び一般管理費		386,650
営業利益		945,287
営業外収益		
受取利息	8	
有価証券運用益	14,875	
その他の	2,806	17,691
営業外費用		
支払利息	404	
貸倒引当金繰入額	6,302	6,706
経常利益		956,271
特別損失		
固定資産売却損	2,383	
関係会社事業損失引当金繰入額	174,586	176,969
税引前当期純利益		779,302
法人税、住民税及び事業税	60,069	
法人税等調整額	101,227	161,296
当期純利益		618,005

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	100,000	45,363	2,144,159	2,189,522
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	100,000	45,363	2,144,159	2,189,522

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	617,063	617,063	△876	2,905,708
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△149,791	△149,791		△149,791
当 期 純 利 益	618,005	618,005		618,005
自 己 株 式 の 取 得			△3	△3
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	468,214	468,214	△3	468,210
当 期 末 残 高	1,085,277	1,085,277	△880	3,373,919

(単位：千円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	301,806	3,207,515
当期変動額		
剰余金の配当		△149,791
当期純利益		618,005
自己株式の取得		△3
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△301,806	△301,806
当期変動額合計	△301,806	166,404
当期末残高	△0	3,373,919

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

イ. 建物 8～18年

ロ. 工具、器具及び備品 5～20年

ハ. 車両運搬具 6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零として算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を算定し計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上基準については、「個別注記表（収益認識に関する注記）収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更にに関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定め

る新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 32,716千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 保証債務

下記の会社の商品仕入について、債務保証を行っております。

株ボン・サンテ	商品仕入	440,503千円
---------	------	-----------

また、当社子会社の金融機関からの借入及び取引先に対する仕入債務に係る当社取締役及び当社子会社取締役の連帯保証について再保証をしております。

再保証総額	51,242千円
-------	----------

2. 偶発債務

(訴訟の提起)

当社は、2016年11月10日付にて原告である須田正則外10名から、当社子会社である㈱ウィッツが運営しているウィッツ青山学園高等学校で行っていた体験型スクーリング（ユニバーサルスタジオジャパンでのつり銭の計算を「数学」、バスの中での洋画鑑賞を「英語」の履修扱いにすることなど）を実施したことによりスクーリングを再度実施しなければならなくなったこと及びそれに伴い新年度募集を停止せざるを得なくなったことなどは、㈱ウィッツの親会社である当社の内部統制システム構築義務違反、任務懈怠及び不法行為であるとして損害賠償を主張しており、当社及び㈱ウィッツに対して訴訟を提起されておりました（損害賠償額 421,081千円）。

なお、当社が提起されている訴訟に関連して、2017年3月30日付にて当社子会社である㈱ウィッツを原告とし須田正則外10名に対する反訴の提起をしておりました（請求金額 283,356千円）。

上記一連の訴訟につきまして、2021年7月16日に大阪地方裁判所より、㈱ウィッツは原告である須田正則外10名に対して147,266千円を支払うようにとの判決がでましたが、その判決の一部を不服として、当社子会社である㈱ウィッツは2021年8月3日付で大阪高等裁判所に控訴の提起をいたしました。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 37,467千円
(注) 上記金額には減損損失累計額が含まれております。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	2,215千円
短期金銭債務	61,054千円
長期金銭債権	19,646千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する取引高の金額は、次のとおりであります。

営業取引による取引高 (売上高)	1,331,938千円
営業取引以外の取引高 (営業外費用)	6,302千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式(千株)	8	0	—	8

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加0千株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	436,463千円
関係会社株式評価損	560,995千円
関係会社事業損失引当金	70,940千円
貸倒引当金	223,127千円
投資有価証券評価損	89,745千円
その他	5,647千円
繰延税金資産小計	1,386,920千円
評価性引当額	△1,350,853千円
繰延税金資産合計	36,066千円
繰延税金負債との相殺額	△3,350千円
計	32,716千円

(2) 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	3,350千円
繰延税金負債小計	3,350千円
繰延税金資産との相殺額	△3,350千円
繰延税金負債合計	—千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注5)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ボン・サンテ	東京都 葛飾区	50,000	食品流通 事業	100.0	食品流通事業 を運営する子 会社 役員の兼任	経営指導料 (注4)	720,000	関係会社売 掛金	66,000
							受取賃貸料	7,720	前受金	817
							債務保証 (注2)	440,503	—	—
子会社	老松酒造 株式会社	大分県 日田市	45,000	酒類製造 事業	100.0	酒類製造事業 を運営する子 会社 役員の兼任	経営指導料 (注4)	180,000	—	—
							受取配当金	400,000	—	—
							受取賃貸料	6,286	前受金	817
子会社	株式会 社創育	東京都 江東区	100,000	教育関 連事業	100.0	教育事業を 運営する子 会社 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	290,000	関係会社 短期貸付金 (注3)	490,000
							資金の貸付 (返済額) (注1)	100,000	関係会社 長期貸付金 (注3)	550,000
							受取利息 (注1)	17,537	—	—
子会社	株式会 社創研	大阪市 城東区	135,000	教育関 連事業	83.0	教育事業を運 営する子会社	資金の貸付 (注1)	76,000	関係会社 短期貸付金 (注3)	20,000
							資金の貸付 (返済額) (注1)	76,246	—	—
							受取利息 (注1)	393	関係会社売 掛金 その他 (長期未収 入金) (注3)	4 7,496
							経営指導料 (注4)	—	その他 (長期未収 入金) (注3)	12,150
子会社	株式会 社ウィッツ	東京都 江東区	40,000	その他	100.0	その他教育関 連事業を運営 する子会社	資金の貸付 (注1)	174,462	関係会社 長期貸付金 (注3)	349,886
							資金の貸付 (返済額) (注1)	1,712	—	—
子会社	株式会 社オリオン キャピタル・イン ベストメン ト	東京都 江東区	100,000	その他	100.0	その他の事業 を運営する子 会社	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 長期貸付金 (注3)	70,000

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注5)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社 エス・サイエンス	東京都 中央区	211,932	ニッケル 事業・不 動産事業	21.9	役員の兼任	増資の引受 (注5)	480,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引先との買掛金等に対して、当社が債務保証を行っております。

なお、債務保証に対して保証料の支払及び担保の提供はありません。

(注3) 子会社各社に対する貸付金及びその他（長期未収入金）に対して、合計844,832千円の貸倒引当金を計上しております。

なお、この貸倒引当金について、貸倒引当金繰入額6,302千円を計上しております。

(注4) 経営指導料は子会社各社から、売上、経営指導料控除前営業利益、買収価額、従業員数等を基準とした一定割合を受受しております。

(注5) 当社が株式会社エス・サイエンスの行った第三者割当増資を1株につき30円で引き受けたものです。

(注6) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	福村 康廣	—	—	当社代表 取締役社 長	(36.31)	—	子会社の債務への個人保証への保証(注)	20,562	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 子会社株式会社ボン・サンテの債務20,562千円を保証しております。また、福村康廣氏の子会社に対する債務保証を当社が債務保証を行っております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

当社は子会社への経営指導を業務として行っております。当該業務は子会社に対して指導・助言等を行うことが履行義務であり、当社の履行義務は、一定の期間にわたり充足されるため、時の経過に応じて収益を認識しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 45円05銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 8円25銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

株式会社エルアイイーエイチ
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 関 本 享
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 毛 利 優
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エルアイイーエイチの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エルアイイーエイチ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認めら我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年 5月 26日

株式会社エルアイイーエイチ
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 関 本 享
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 毛 利 優
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エルアイイーエイチの2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、当社は、法令遵守の徹底の観点から、さらなる内部統制システムとその運用の強化に取り組む方針であり、監査等委員会では、その進捗を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社エルアイイーエイチ 監査等委員会

監査等委員 福島 寧夫 ㊟

監査等委員 新庄 健二 ㊟

監査等委員 荒瀬 尊宏 ㊟

(注)監査等委員新庄 健二と荒瀬 尊宏は、各々いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2.0円 総額149,790,960円

なお、当期は中間配当を実施しておりません。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款一部変更提案の理由

当社グループの業務効率の向上を図ることを目的として、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都江東区から東京都中央区に変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 当社は本店を東京都江東区に置く。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第18条～第39条</p> <p>(新 設)</p>	<p>第19条～第40条 (現行通り)</p> <p>(附 則)</p> <p>1 変更案第18条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催される株主総会に係る招集手続きはなお従前の例による。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	ふくむらやすひろ 福村康廣 (1956年8月26日生)	2003年5月 株式会社修学社代表取締役社長 2003年6月 株式会社ウイン代表取締役社長 2004年6月 株式会社東京理化工業所代表取締役社長 2004年10月 当社代表取締役社長 2005年6月 株式会社エス・サイエンス代表取締役副社長 2007年1月 同社取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役社長（現任） 2022年2月 株式会社エス・サイエンス代表取締役社長（現任） (選任理由) 長年にわたる当社及び当社子会社での経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行っていただけるものと判断しております。	24,250,000株
2	しなだもりとし 品田守敏 (1940年8月28日生)	1995年3月 志村化工株式会社（現株式会社エス・サイエンス）取締役 2001年10月 同社代表取締役副社長 2003年6月 株式会社エス・サイエンス代表取締役社長 2009年5月 同社代表取締役会長（現任） 2012年6月 当社取締役会長（現任） (選任理由及び期待される役割の概要) 株式会社エス・サイエンスにおいて長年代表取締役を務めていることから、品田守敏氏によりグループ経営の監視、監督機能が強化されるとともに、経営に関する助言をいただけることを期待しております。	930,000株
3	かねもとよしみね 金本慶峰 (1977年10月17日生)	1998年4月 ワールドビジネスセンター株式会社 入社 2012年3月 株式会社EMCOMホールディングス 入社 2017年10月 当社 入社 2017年10月 当社 経営企画室 経理部長（現任） 2021年6月 当社取締役（現任） (選任理由) 2017年10月より当社経理部門の責任者としての経験及び会計分野での一定程度の知識を有していることから、職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。	一株

- (注) 1. 取締役候補者であります福村康廣氏は、事業報告の会社の株式に関する事項に記載のとおり、上記以外に議決権を有する株式を2,950,000株保有しております。この株式は、株式会社山田エスクロー信託に信託されているもので、議決権については、福村康廣氏が指図権を留保しております。
2. 品田守敏氏は、社外取締役候補者であります。品田守敏氏には、長年の会社経営を経験を生かし、当社及び当社グループの経営に関して全般的な助言をいただけることを期待しております。
3. 品田守敏氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって

- 10年となります。
4. 当社は、品田守敏氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任限定契約を締結しております。品田守敏氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求された場合、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 6. 取締役候補者であります福村康廣氏は、子会社株式会社ボン・サンテの債務20,562千円を保証しております。また、福村康廣氏の子会社に対する債務保証を当社が債務保証を行っております。
なお、債務保証に対して保証料の支払及び担保の提供はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役新庄健二氏及び荒瀬尊宏氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	(新任) おのの 野 沢 庸 甫 (1977年7月1日生)	2004年10月 第一東京弁護士会 登録 2010年6月 さくら共同法律事務所 入所 (選任理由及び期待される役割の概要) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識は当社グループのガバナンスの向上に大きく寄与すると考えられることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、当社において業務執行者から独立した客観的な立場でご助言をいただけることを期待しております。	一株
2	(新任) いわた 岩 田 篤 (1970年12月2日生)	2001年4月 銀座公認会計士税理士共同事務所 (現銀座税理士法人) 入所 2001年5月 税理士 登録 2010年2月 銀座税理士法人社員税理士 就任(現任) (選任理由及び期待される役割の概要) 税理士法人の経営に長年携わり、上場企業の税務相談等に従事されるなど、豊富な経験と幅広い知識・見識は当社グループの企業価値の向上に大きく寄与すると考えられることから、選任をお願いするものです。同氏には、当社において業務執行者から独立した客観的な立場でご助言をいただけることを期待しております。	一株

- (注) 1. 当社は、小野沢庸氏が所属している法律事務所との間に顧問契約をしております。
2. 当社は、岩田篤氏が所属している税理士事務所との間に顧問契約をしております。
3. 小野沢庸氏及び岩田篤氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は小野沢庸氏及び岩田篤氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。
4. 当社は、小野沢庸氏及び岩田篤氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で

締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求された場合、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

【ご参考】当社社外取締役の独立性基準

当社の独立社外取締役及び独立社外取締役候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たすものとする。

1. 当社グループの関係者

当社及び当社の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社）（以下「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、又は使用人でないこと。

2. 当社の10%以上の議決権を有する株主でないこと。株主が法人等である場合は、当該法人等の取締役でないこと。

3. 取引先関係者

①当社グループとの間で、当社連結売上高2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役でないこと。

②当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役でないこと。

③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等の取締役でないこと。

4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと。

5. 弁護士、公認会計士、税理士又はその他コンサルタント（以下「専門家等」という。）として、当社グループから役員報酬以外に、多額(※)の金銭その他の財産を得ている者でないこと。

6. その他

①上記1～5に掲げる者の2親等内の親族でないこと。

②当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役でないこと。

(※)多額とは、当該専門家等の個人又は所属する法人等が当社グループから収受している対価の額の合計額が、当該個人又は法人等の年間総収入金額の2%以上となる額をいう。

以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図



※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、株主総会当日のご来場をなるべくお控えいただきたくお願いを申し上げます。
今回、株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○場所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
国際ビル8階
会場名：日本倶楽部

○交通 東京メトロ日比谷線 「日比谷」駅 下車徒歩5分
東京メトロ有楽町線 「有楽町」駅 下車徒歩2分
東京メトロ千代田線 「日比谷」駅又は「二重橋」駅 下車徒歩5分
都営地下鉄三田線 「日比谷」駅 下車徒歩2分
JR山手線 「有楽町」駅 東京国際フォーラム口 下車徒歩4分